# 人事院規則九―一〇七（再任用短時間勤務職員等の俸給月額の端数計算） （平成十一年人事院規則九―一〇七）

次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による俸給月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の俸給月額とする。

* 一  
  法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの  
    
    
  給与法第八条の二
* 二  
  育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員  
    
    
  育児休業法第十六条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた給与法第六条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条第四項、第五項、第七項、第八項若しくは第十二項、育児休業法第十八条の規定により読み替えられた任期付研究員法第六条第三項若しくは第四項、育児休業法第十九条の規定により読み替えられた任期付職員法第七条第二項若しくは第三項、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号。次号において「平成二十二年給与法等改正法」という。）附則第五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条第一項、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。次号において「給与改定特例法」という。）附則第八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条第一項、第二項若しくは第三項又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十七号。次号において「平成二十九年給与法等改正法」という。）附則第三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条第一項
* 三  
  育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員  
    
    
  育児休業法第二十四条の規定により読み替えられた給与法第六条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条第四項、第五項、第七項若しくは第八項、平成二十二年給与法等改正法附則第五条第四項の規定により読み替えられた同条第一項、給与改定特例法附則第八条第六項の規定により読み替えられた同条第一項、第二項若しくは第三項又は平成二十九年給与法等改正法附則第三条第四項の規定により読み替えられた同条第一項

# 附　則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成一九年七月二〇日人事院規則一―四八）

##### １

この規則は、平成十九年八月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年二月一日人事院規則一―五一）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

# 附則（平成二二年一一月三〇日人事院規則九―一〇七―一）

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

# 附則（平成二三年二月一日人事院規則九―一二八）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成二四年二月二九日人事院規則九―一三二）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 附則（平成二五年二月一五日人事院規則九―一三三）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成二五年一〇月一日人事院規則九―八―七七）

##### １

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

# 附則（平成二六年二月二八日人事院規則九―一三四）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成二六年五月二九日人事院規則一―六二）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日から施行する。

# 附則（平成三〇年二月一日人事院規則一―七一）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。  
ただし、第十五条中規則一六―〇第三十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年二月一日人事院規則九―一四四）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。